

◎ 八幡都市計画

I. 都市計画の構成

都市計画の構成

1 都市計画区域（都市計画法第5条）

※ は、酒田都市計画において決定しているものです。



2 準都市計画区域（法第5条の2）

用途地域、特別用途地区、高度地区、景観地区、風致地区等

Ⅱ. 土地利用

1 都市計画区域

自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現況や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定しています。

八幡都市計画では、昭和 35 年 11 月 25 日に旧都市計画法の適用を受け、同年 12 月に「八幡都市計画区域」1,908ha を設定しました。その後、昭和 43 年に新都市計画法に基づいて区域の再検討を行い、現在、625ha を決定しています。

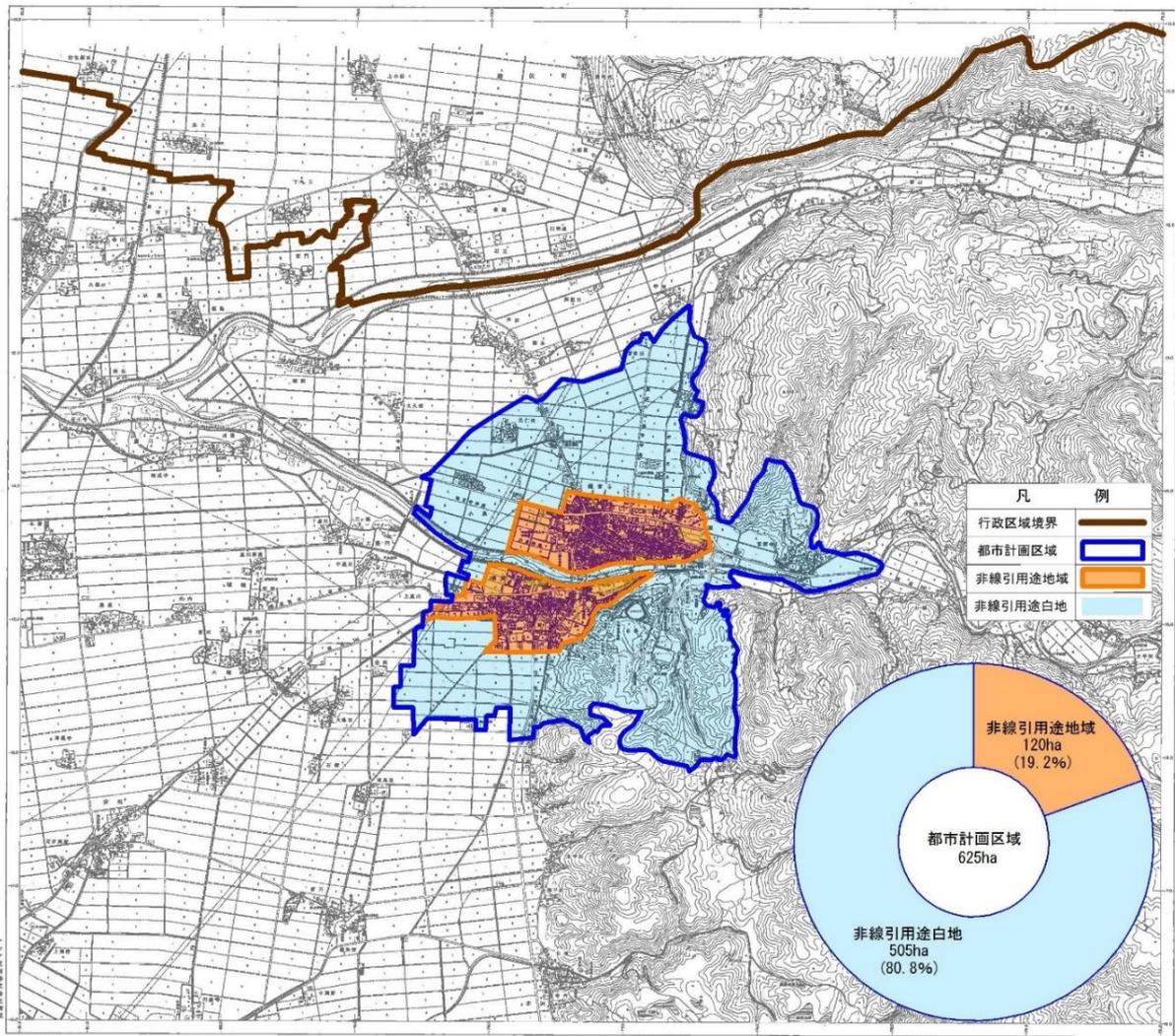
八幡都市計画	都市名	行政区域		都市計画区域		当初決定年月日	最終決定年月日
		面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)		
	酒田市	60,298	95,031	625	2,890	昭和 35 年 12 月 19 日	昭和 43 年 7 月 24 日

○ 八幡都市計画区域変更の主な経緯

告示年月日	面積	備考
当初決定 昭和 35 年 12 月 19 日	1,908ha で決定	
第1回変更 昭和 43 年 7 月 24 日	625ha に変更	

八幡都市計画区域図

4



2 地域地区

(1) 用途地域

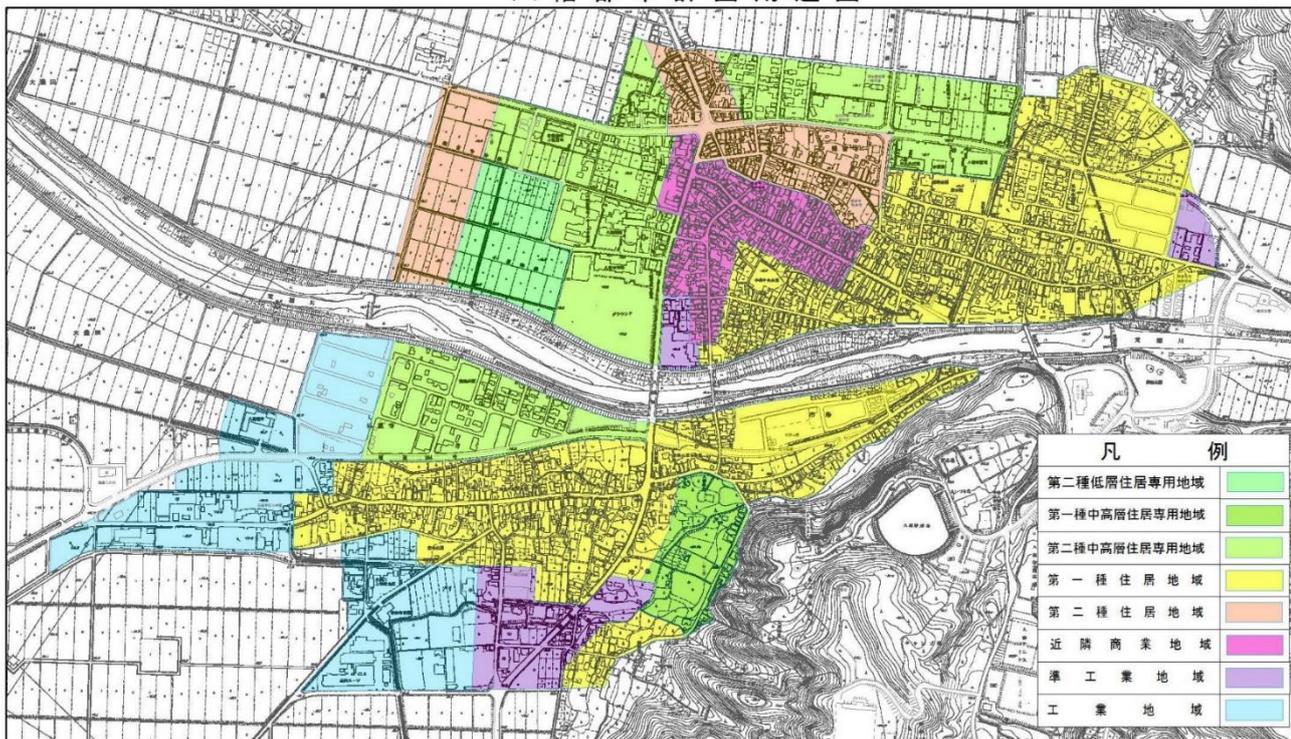
用途地域は、建築物の用途や容積率、建ぺい率などに対して一定の規制を行うことにより、用途地域内における生活環境の向上と商工業の利便の増進を図ることを目的に定められています。

八幡都市計画では、昭和 48 年に当初決定しています。

現在の用途地域は、居住環境保護や多様化した市街地への適切な対応を目的とした平成 4 年の都市計画法及び建築基準法の改正を受け、平成 7 年に用途地域を 8 種類から 12 種類に細分化して指定替えしたものです。

用途地域			酒田市（八幡）	
区分	容積率 （%）	建ぺい率 （%）	面積 （ha）	比率 （%）
第一種低層住居専用地域	—	—	—	—
第二種低層住居専用地域	100	60	4.4	3.7
第一種中高層住居専用地域	200	60	3.2	2.7
第二種中高層住居専用地域	200	60	22.4	18.6
第一種住居地域	200	60	45.0	37.5
第二種住居地域	200	60	9.6	8.0
準住居地域	—	—	—	—
田園住居地域	—	—	—	—
近隣商業地域	200	80	7.3	6.1
商業地域	—	—	—	—
準工業地域	200	60	6.1	5.1
工業地域	200	60	22.0	18.3
工業専用地域	—	—	—	—
計			120.0	100.0
当初／最終決定年月日			昭和 48 年 7 月 20 日	平成 7 年 6 月 26 日

八幡都市計画用途図



○ 用途地域における建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ▲ は、面積、階数等の制限あり 〇 建てられる用途 ■ 建てられない用途															
住居、共同住宅、寄宿舎、下宿		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	■	①	②	③	〇	〇	〇	①	〇	〇	〇	〇	④	① 日用品販売店、食堂、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ② ①に加え、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。 ⑤ 酒田都市計画のうち、遊佐町のみ。 ⑥ 農産物直売所、農家レストランのみ。2階以下。
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	■	②	③	〇	〇	〇	〇	⑥	〇	〇	〇	〇	④	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	■	■	③	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	④	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■	■	■	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	④	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	■	■	■	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	④	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	■	■	■	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	⑤	■	■	
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの	■	■	▲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	■	■	▲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	■	■	▲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■	■	■	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	■	■	■	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
ホテル、旅館				▲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場等	■	■	①	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	■	① 3,000㎡以下 ② 10,000㎡以下 ③ 客席200㎡未満 ④ 個室付浴場等を除く
	カラオケボックス等	■	■	■	〇	〇	〇	〇	〇	〇	②	〇	〇		
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	■	■	■	②	②	〇	〇	〇	〇	②	②	■		
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	■	■	■	③	〇	〇	〇	〇	〇	②	〇	〇		
	キャバレー、個室付浴場等	■	■	■	■	〇	〇	〇	〇	〇	④	〇	〇		
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	大学、高等専門学校、専修学校等	■	■	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	図書館等	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	神社、寺院、教会等	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	病院	■	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	公衆浴場、診療所、保育所等	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	〇	〇	〇	〇	〇	▲	〇	〇	〇	〇	〇	▲ 600㎡以下
	自動車教習所	■	■	■	▲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	▲ 3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫(付属車庫を除く)	■	■	▲	▲	▲	▲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	▲ 300㎡以下 2階以下	
	建築物付属自動車車庫	①	①	②	②	③	③	〇	①	〇	〇	〇	〇	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下	
	倉庫業倉庫	■	■	■	■	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	※ 一団地の敷地内について別に制限あり	
	畜舎(15㎡を超えるもの)	■	■	■	▲	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	▲ 3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	■	▲	▲	▲	〇	〇	〇	▲	〇	〇	〇	〇	原動機の制限あり、▲ 2階以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	■	■	■	①	①	①	〇	〇	②	②	〇	〇	原動機・作業内容の制限あり	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	■	■	■	■	〇	〇	〇	〇	②	②	〇	〇		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	■	■	■	■	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	■	■	■	■	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	自動車修理工場	■	■	■	①	①	②	〇	〇	③	③	〇	〇	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり	
火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	■	■	①	②	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下	
	量が少ない施設	■	■	■	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	量がやや多い施設	■	■	■	■	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
	量が多い施設	■	■	■	■	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

土地利用

注) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

(2) 特別用途地区

① 大規模集客施設制限地区

大規模集客施設制限地区は、都市の機能がバランス良く配置されたコンパクトなまちづくりを実現し、中心市街地の活性化を図るために、大規模集客施設の立地を制限する地区です。

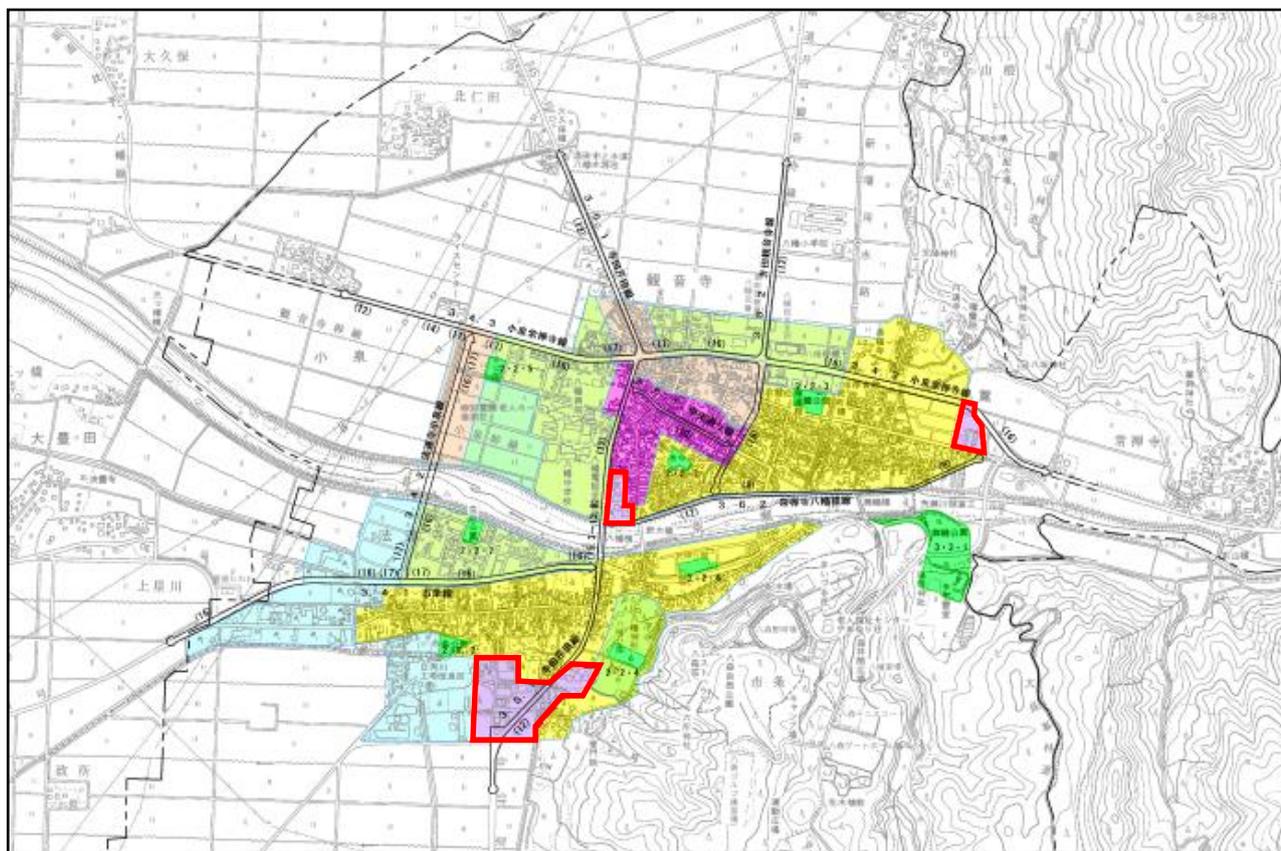
本市では、市内の準工業地域の全域を決定しています。(遊佐町の準工業地域を除く)

土地利用

区域	面積 (ha)	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号
八幡都市計画	約 6.1	平成 21 年 2 月 17 日 酒田市告示第 40 号	—

・ 大規模集客施設とは

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する部分(売り場等のほか、通路、バックヤード等を含みますが、駐車場は除きます。また劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限ります。)の床面積の合計が 10,000 m²を超えるものです。



Ⅲ. 都市施設

1 交通施設

(1) 道路

八幡都市計画道路は、昭和36年に5路線、延長7,240mを決定して以来、昭和54年、昭和57年に都市機能の向上を図るため幹線街路の起終点及び幅員の見直しを行い、昭和63年に一部道路区域を変更し、現在7路線、延長約8,090mを決定しています。

都市計画道路総括

路線数	計画延長	完成(換算)延長	整備率
7路線	約8,090m	約4,520m	55.90%

(令和6年3月31日現在)

幹線街路

番号	名称	幅員(m)	車線数	計画延長(m)	完成(換算)延長(m)	当初決定年月日	最終決定年月日
3・4・1	市条線	16	—	1,200	—	昭和36年12月16日	昭和63年6月7日
3・4・2	法連寺小泉線	16	—	690	—	昭和54年7月2日	昭和63年6月7日
3・4・3	小泉常禅寺線	16	—	1,980	1,650	昭和36年12月16日	昭和63年6月7日
3・5・1	寺田芹田線	12	—	1,920	1,920	昭和36年12月16日	昭和57年8月25日
3・5・2	升田観音寺線	12	—	940	650	昭和36年12月16日	昭和54年7月2日
3・6・1	中央通り線	10	—	300	300	昭和36年12月16日	—
3・6・2	常禅寺八幡橋線	8	—	1,060	—	昭和36年12月16日	昭和54年7月2日
計7路線				8,090	4,520		

(令和6年3月31日現在)

都市施設

【 都市計画道路の標記方法 】

3 ・ 4 ・ 1 市条線

↓ 道路名 道路の基点及び終点の地名を基本とする

↓ 一連番号 区分毎の一連番号

↓ 規模

- 1 (幅員 40m 以上)
- 2 (幅員 30m 以上 40m 未満)
- 3 (幅員 22m 以上 30m 未満)
- 4 (幅員 16m 以上 22m 未満)
- 5 (幅員 12m 以上 16m 未満)
- 6 (幅員 8m 以上 12m 未満)
- 7 (幅員 8m 未満)

↓ 区分

- 1 自動車専用道路 (高速道路等、専ら自動車の交通の用に供する道路)
- 3 幹線街路 (都市の主要な骨格をなす道路)
- 7 区画街路 (近隣住区等の地区における宅地の利用に供する道路)
- 8 特殊街路 (歩行者専用、自転車道又は自転車歩行者道)
- 9 特殊街路 (都市モノレール専用道等)



寺田芹田線

近隣公園

番号	名称	位置	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	最終決定年月日
3・3・1	舞鶴公園	麓字緑沢	2.00	1.96	昭和43年 8月 5日	平成19年12月 3日
計 1箇所			2.00	1.96		

(令和6年3月31現在)

計画決定外都市公園

No.	名称	位置	開設面積 (ha)	供用年月日
1	栄町公園	観音寺字町後	0.05	平成17年 8月 1日
2	荒町公園	麓字横道	0.14	平成17年 8月 1日
3	法連寺公園	法連寺字瓦川原	0.08	平成26年 4月 1日
計 3箇所			0.27	

(令和6年3月31現在)

都市施設



舞鶴公園



天神公園

3 供給施設又は処理施設

(1) 下水道

○ 公共下水道

下水道は、快適な生活環境をもたらすとともに、雨水による浸水防除、河川等の公共用水域の水質保全を図るために欠くことのできない施設です。

八幡都市計画では、平成2年に144haを八幡公共下水道の処理区域とし、都市計画決定しています。

下水道事業は、平成3年に事業認可を受けて着手し、平成6年に八幡浄化センターが供用開始されています。

排水区域

区分	名称	計画内訳		施行済		当初/最終決定年月日
		排水区数	排水面積 (ha)	排水面積 (ha)	整備率 (%)	
雨水	観音寺排水区	1	49.0	49.0	100.0	平成 2 年 12 月 4 日 —
	荒町排水区	2	16.0	0.0	0.0	
	市条排水区	1	36.0	36.0	100.0	
	横枕排水区	2	12.0	0.0	0.0	
	法連寺排水区	3	7.0	0.0	0.0	
計	9	120.0	85.0	70.8		
汚水	八幡処理区	1	144.0	127.0	88.2	
	計	1	144.0	127.0	88.2	

(令和6年3月31日現在)

都市施設

下水管渠

内訳	位置		備考
	起点	終点	
放流渠 観音寺幹線	大久保字本久保 小泉字道南	大久保字本久保 大久保字本久保	

その他の施設

内訳	位置	区分	面積
小泉中継ポンプ場	小泉字道南	分流	約 30 m ²
市条中継ポンプ場	市条字荒瀬	分流	約 30 m ²
八幡浄化センター	大久保字本久保地内	—	約 11,600 m ²

4 火葬場

名称	位置	面積	当初/最終決定年月日
酒田市八幡斎場	麓字緑沢	約 3,900 m ²	平成 元年 8 月 31 日 平成 18 年 11 月 22 日

IV. 資料

土地地区画整理事業

番号	名称	施行者	施行地区	用途地域	都市計画決定		事業期間	面積(m ²)	備考
					当初決定	最終決定			
1	市条	組合	市条	2種住専			S62～H 3	32,456	

開発行為（地方公共団体）

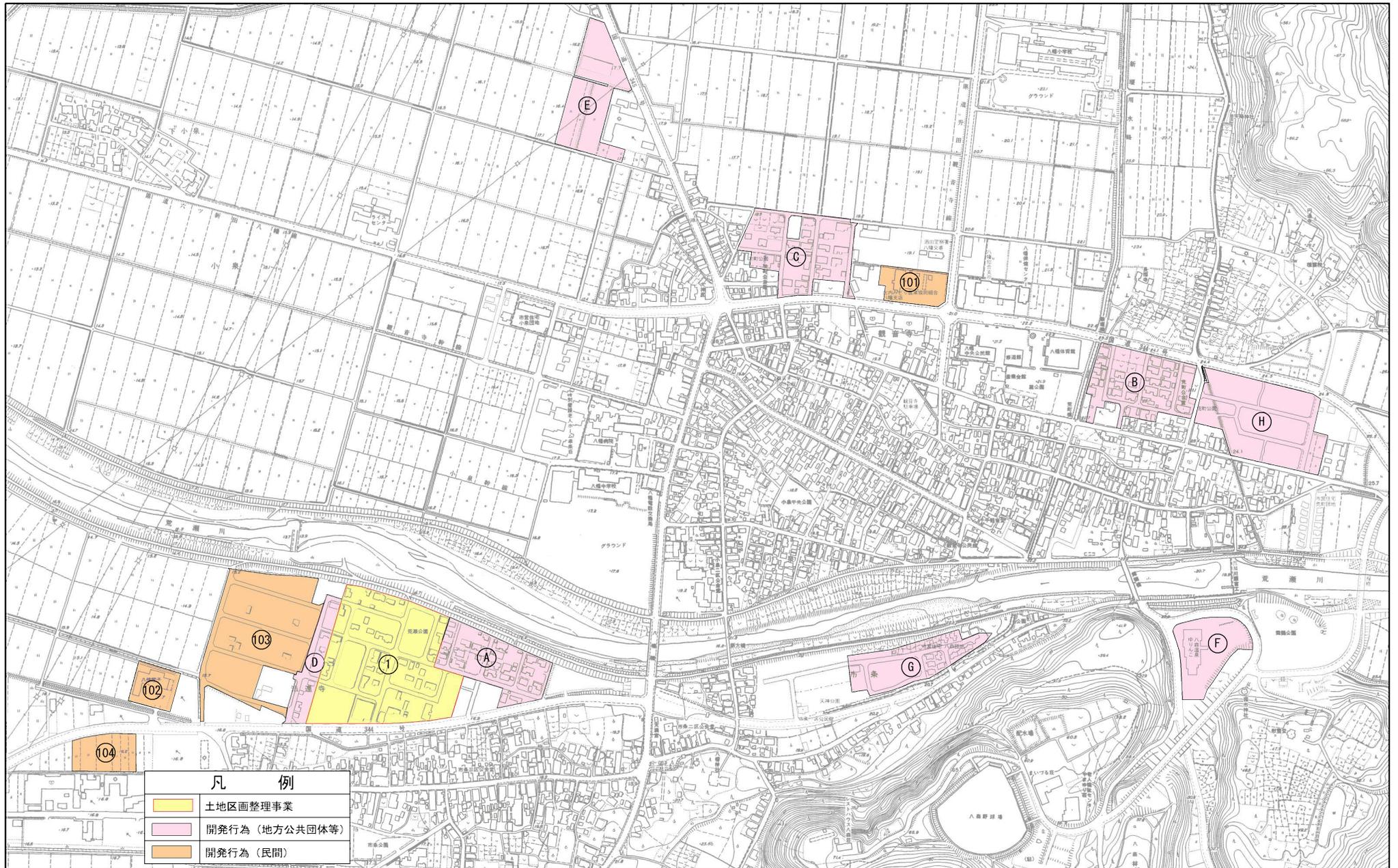
番号	地区	施行者	用途地域	事業期間	面積(m ²)	備考
A	法連寺字与作新田地内	八幡町	2種住専	S53.9～S53.10	11,279	
B	観音寺字前田地内	八幡町	住居	S54.12～S55.4	13,086	
C	麓字荒町地内	八幡町	住居、2種住専	S57.7～S57.10	13,791	
D	法連寺字川原地内	八幡町	2種住専	H 6.8～H 7.1	4,972	
E	北仁田字石田地内	八幡町		H 6.10～H 7.3	12,111	
F	麓字舞鶴山、緑沢地内	八幡町		H 7.6～H 7.9	8,501	
G	市条字上川原地内	八幡町	第1住居	H 9.4～H 9.9	10,609	
H	麓字横道地内	八幡町	第1住居、準工	H10.8～H12.4	18,378	

開発行為（民間）

番号	地区	用途地域	事業期間	面積(m ²)	備考
101	観音寺字前田地内	2種住専	S54.6～S54.12	5,546	
102	法連寺字茅針谷地地内	工業	S60.12～S61.6	3,251	
103	法連寺字川原地内	工業	H12.9～H13.3	24,504	
104	法連寺字茅針谷地地内	工業	H20.9～H21.4	4,399	
105	市条字水上地内	1種住居	R4.4～R4.8	3,929	

土地区画整理事業及び開発行為実施箇所図

(平成23年4月現在)



凡 例	
	土地区画整理事業
	開発行為 (地方公共団体等)
	開発行為 (民間)

令和3年度全国道路交通情勢調査

◇令和3年10月27日(水)午前7時～午後7時(12時間交通量) ◇天候:曇り

交通 量 図 番 号	道 路 種 別	路 線 名	観 測 地 点 名	自動車類 (台/12時間)			ピーク時間交通量 (台/時)		過年度自動車類 (台/12時間)						自動車類伸び率						摘 要
				小 型 車	大 型 車	計	小 型 車 類	大 型 車 類	H17年		H22年		H27年		H22/H17		H27/H12		R3/H27		
									うち 重交通	うち 重交通	うち 重交通	うち 重交通	うち 重交通	うち 重交通	うち 重交通	うち 重交通					
101	都	升田観音寺線	観音寺	542	50	592	63	9					512	68					1.16	0.74	
102	都	常禅寺八幡線	小泉	223	1	224	33	1					312	14					0.72	0.07	

(注) 路線種別：都→都市計画道路

令和3年度 全国道路交通量情勢調査 箇所図

